

# 全国商工新聞

長岡版

発行編集  
長岡民主商工会  
長岡市中沢167-1  
☎ 33-5948

2019年  
7月22日  
第1965号

本文下段に掲載した詐欺ハガキについて、テレビのワイドショーも採り上げていました。先日引き続きの記事となりましたが、全国的にも架空請求が横行していますので、ご注意を！

# 増税中止・改憲反対・再稼働阻止から原発ゼロへ 営業・暮らしを守るため、力を合わせてがんばりましょう

7月21日は参院選の投開票日です。この新聞が届く頃には当選者が決定しているかもしれませんが、参院選の結果に関わらず、消費税増税・憲法改悪・原発再稼働には反対の声を上げ続けることが重要です。



内閣府の報告によると、景気はすでに後退局面に入っている可能性が高まりました。私たち中小業者にはこれまで「好景気」だった実感は全くありませんが、このタイミングでの消費税増税は景気をさらに悪化させ、日本経済を破壊します。さらに、「2000万円の蓄えが必要」とする年金問題は、国民に対する裏切り行為です。このままでは、経済的格差がさらに拡大します。

安倍首相は改憲に執念を燃やし、2020年を新憲法施行の年としたいとしています。安倍首相は「9条1項・2項を残して自衛隊を明記する」としていますが、9条に軍事組織としての自衛隊が明記されると「後からできた法は以前からあった法に優越する（後法優先）」の原則にしたがい、「戦争放棄」「戦力不保持」という9条の内容が死文化します。日本を海外で積極的に戦争で首領の狙いです。



第2次安倍政権発足以降、原子力関連企業から国民政治協会（自民党の政治資金団体）への政治献金が大きく増えています。多額のお金をもらって原発再稼働・原発輸出政策を進めるなど、言語道断です。

私たちの営業と暮らしを守るため、消費税増税中止・憲法改悪反対・原発再稼働阻止から原発ゼロへ力を合わせ、これからもがんばりましょう。

## 詐欺のハガキにご注意を 相手方には連絡せず、無視しましょう

最近、「意味のわからないハガキが配達された。『訴訟』とあるが、一体何のことなのか」、「利用した覚えがないのに請求ハガキが届いた。どうすればよいのか」などの相談が、長岡民商に相次いで寄せられています。警察や消費生活センターなどへの相談も、全国的に急増しているようです。

## このようなハガキはすべて詐欺！（長岡民商に寄せられた詐欺ハガキの例）

### 特定消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、御通知しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし基盤会社から契約不履行による民事訴訟として、判決が確定されました事を御通知致します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を撤回させて頂きます。尚、御連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立ち合いの元、給料差押え及び差控、不動産物の差押えを強制執行に実行させて頂きますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾して頂く御願い致します。裁判取り下げ等のご相談にましましては当局にて承っておりますので、随時までお問合せ下さい。尚、貴面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きます後御願い申し上げます。※取り下げ最終期日 令和元年6月6日 地方裁判所管理局 お問合せ窓口 03-6417-1289 受付時間 9:00-19:00

### 総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(元)157  
この度、貴方の未納された総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴訟申し入れされたことを本状にて通知いたします。  
下記に記された、裁判取り下げ最終期日までに御連絡なき場合、有様裁判所から裁判日付を決定する時出状が発行され、記載期日に前定の裁判所へ出頭となります。尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、執行官立ち合いのもと、貴方の給与、財産の差し押さえなどの恐れがございますので、十分ご注意ください。  
民事訴訟及び、裁判取り下げなどのご相談に際しては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。  
取り下げ最終期日 令和元年6月6日  
民事訴訟管理センター 東京都千代田区豊洲3丁目1番7号 消費生活相談窓口 03-6456-1826 受付時間 9:00-18:00(日・祝を除く)

このようなハガキを初めて見た場合、誰でも驚いてしまいます。そして「身に覚えはないが、訴えられるかもしれない」と不安になり、事実を確かめようとハガキに記載された連絡先に電話しようと考えてしまいます。しかし、絶対に電話しないでください。詐欺犯の狙いは、電話をさせて、未払い料金があると思いつまませるなどして金品をだまし取ることです。そもそも、左記のハガキに記載されている「地方裁判所管理局」や「民事訴訟管理センター」などという機関は実在しません。相手方には連絡せず、無視しましょう。